

ブラジル向け輸出水産食品衛生証明書の発行手続について

1. 衛生証明書の記載について（別紙様式 6）
 - (1) 記載する用語は、英語記載とすること。
 - (2) 生産分類（養殖・天然）によって証明書の様式が異なること。
 - (3) 「Certificate No.」については、証明書発行機関ごとに以下のとおり管理を行うこと。
 - ア. 上 4 桁は発行機関の拠点符号、次の 2 桁は発行年の西暦の下 2 桁（年次）、次の 3 桁は BBR、次の 5 桁は 00001 から番号を付すこと。
 - イ. 発行機関の拠点符号は、北海道厚生局にあつては KR01、東北厚生局にあつては KR04、関東信越厚生局にあつては KR11、東海北陸厚生局にあつては KR23、近畿厚生局にあつては KR27、中国四国厚生局にあつては KR34、九州厚生局にあつては KR40 を用いること。
 - (4) 「3. Autoridade Competente/Competent Authority」には「Ministry of Health, Labour and Welfare」と記載すること。
 - (5) 「4. Autoridade Competente Local/Local competent authority」には、地方厚生局名を記載すること。
 - (6) 「15. Informações Sanitárias/Health Information」の各項目のうち、次のアまたはイに示す項目について該当する場合は取消し線を記載すること。
 - ア. 生産分類が養殖の場合
 - a) : landed, handled, packaged, prepared, processed, stored and transported のうち、実施していない工程。
 - d) : 二枚貝及び腹足類並びにそれらの加工品を扱わない場合。
 - e) : 冷凍の食用水産動物及びその加工品を扱わない場合。
 - f) : 冷蔵の食用水産動物及びその加工品を扱わない場合。
 - g) : 冷凍の食用水産動物及びその加工品を扱わない場合。
 - h) : 冷凍の食用水産動物及びその加工品に対し、グレーズ処理を行っていない場合。
 - イ. 生産分類が天然の場合
 - b) : landed, handled, packaged, prepared, processed, stored and transported のうち、実施していない工程。
 - e) : 二枚貝及び腹足類並びにそれらの加工品を扱わない場合。
 - f) : 冷凍の食用水産動物及びその加工品を扱わない場合。
 - g) : 冷蔵の食用水産動物及びその加工品を扱わない場合。
 - h) : 冷凍の食用水産動物及びその加工品を扱わない場合。
 - i) : 冷凍の食用水産動物及びその加工品に対し、グレーズ処理を行っ

ていない場合。

- (7) 「Official Stamp」は証明書発行機関印章を押印、「Signature and stamp of Official Inspector」は担当者の氏名を記載し、署名すること。
- (8) 「Nome completo e Assinatura do Inspetor Oficial/Full name and Signature of Official Inspector」には、署名者名（英語）を印字するとともに署名（日本語可）をすること。
- (9) 「(Local e data) / (Place and date)」には、発行機関名と発行日を記載すること。発行機関名：●● Regional Bureau of Health and Welfare
- (10) 偽造防止紙を用いて片面印刷で印刷すること。